

令和3年度
飯山市会計年度任用職員採用候補者試験実施要項
〈教育委員会事務局に勤務する専門職〉

【随時募集】

この試験の 対象職務	教育部所管の施設で業務を行う専門職
---------------	-------------------



飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110 番地 1

電話 0269-67-0741 (課直通)

0269-62-3111 (市役所代表) 内線(360)

1 職務内容及び採用予定者数等

職種 No.	区分	勤務 場所	職務内容又は職 名	採用予 定者数	1日当たりの 勤務時間	時間外勤 務・休日勤 務の有無	日直(場合 により宿 直)の有無	災害対 応の 有無
115	パートタイム	本 庁	母子・父子自立 支援員	1 名	7 時間 0 0 分	無	無	無

< 注意事項 >

- ・受験申込書の志望順位欄に職種No.を記入してください。
- ・採用予定者数は、行政需要等により変動することがあります。
- ・勤務が6ヶ月未満の雇用予定者、日々雇用者についてはこの実施要項の対象ではありません。

2 受験資格

名 称	職務	受 験 資 格
専門職	市役所本庁で業務を行 う専門職(パートタ イム)	・応募職種を遂行するための資格、免許又は経験を有する者 (※社会福祉士、児童福祉士、社会福祉主事、 教員・保育士・幼稚園教諭免許所持者、又は各種 相談・支援業務経験のある方) ・任期中は継続して勤務することができる者 ・専門職として熱意をもって誠実に従事できる者 上記の受験資格をすべて満たす者

※年齢は問いません。

3 住所要件

この試験を受験できる者は、前項の受験資格を満たすほか、令和3年3月1日現在飯山市及び近隣自治体に住民登録し、居住（通学等のため市外に居住している者を含む。）している者又は採用後は飯山市及び近隣自治体に住民登録し居住する予定の者です。

4 この試験を受験できない者

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

5 受験手続

(1) 申込用紙の交付

申込用紙は、飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課で交付します。なお、市のホームページからもダウンロード可能です。郵送により申込用紙を請求する場合は、宛先を明記し 84 円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込みについて

ア 所定の受験申込書に必要事項を記入してください。

イ 受験票記入欄に必要事項を記入の上、郵便はがきの裏面にしっかりとのり付けしてください。郵便はがきのおもて面には受験票送付先の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

アとイをクリップでとめて飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課へ持参するか、郵送してください。

(3) 受付期間について

受付期間は、令和3年3月18日（木）から令和3年3月30日（火）までの平日とします。なお、郵送による申込みの場合は、令和3年3月30日（火）必着で受け付けます。

(4) 受験票の送付

提出された受験票（郵便はがき）に受験番号等を付記し、記入いただいた宛先に郵送します。

6 試験の方法、日時、場所等

試験の項目	試験の内容	試験時間
口述試験	職員として必要な人物等についての面接による試験	10 分程度

(1) 口述試験

ア 日 時 別途通知

イ 会 場 飯山市役所（予定）

7 試験結果の通知

試験後 10 日以内に通知します。

8 採用

この採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、直接候補者に通知するほか、候補者の受験番号及び氏名を市役所前の掲示板に掲示します。

9 採用決定から採用まで

飯山市職員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用者を決定し、令和3年5月1日から採用する予定です。なお、採用後行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事する場合もあります。

10 勤務条件

(1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づく会計年度任用職員です。

任用根拠法律	
パートタイム会計年度任用職員	地方公務員法第22条の2第1項第1号
フルタイム会計年度任用職員	地方公務員法第22条の2第1項第2号

(2) 給与

飯山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定により、フルタイムにおいては給料、通勤手当及び期末手当等一定の手当を支給します。

パートタイムにおいては報酬、期末手当及び費用弁償(通勤手当及び旅費相当額)を支給します。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年飯山市条例第5号)の規定に基づき、下表のとおり初任給(給料・報酬)を支給します。

区分	資格・免許又は職務内容	給料号俸	初任給
パートタイム	母子・父子自立支援員 (7Hパート)	1級11号俸を基準に算出 ※ただし長時間保育を専門に 担当する場合は別に定める	142,349円

(3) 期末手当

パートタイムにおいては1週間の勤務時間が15時間30分以上の場合には、1か月あたりの報酬金額(過去6か月)に下記の月数を乗じて得た額が期末手当として支給されます。

フルタイムにおいては給料に下記の月数を乗じて得た額が期末手当として支給されます。

区分		支給月数
期末手当	6月支給	0.725月分(1年目は0.2175)
	12月支給	0.725月分
	合計	1.45月分(1年目は0.9425)

年度途中採用の場合は、採用月により変更されます

(4) 勤務日数および時間

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、配属先や時期により変更となる場合もあります。

(5) 休暇等

年次休暇初年度 10 日

有給の特別休暇：忌引休暇、夏季休暇、結婚休暇 等

無給休暇：産前産後休業、育児休業、介護休業、療養休暇、生理休暇 等

(6) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

(7) 上記の勤務条件については、令和3年3月1日現在のもので、今後変更となる場合があります。

11 任期

今回採用予定の会計年度任用職員の任期は令和4年3月31日までを予定しております(地方公務員法第22条第1項及び同法第22条の2第7項の規定に基づく1か月の条件付期間を含む)。なお、2年度目以降の任用更新は、勤務評定などにより良好な勤務実績が認められる場合に、フルタイムにあつては連続4回(5年度)、パートタイムにあつては連続9回(10年度)まで、選考試験を経ずに更新します。

12 その他

この試験に関し不明な事項は、飯山市役所教育部子ども育成課(下記)にお問い合わせください。なお、郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書し、84円の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1
飯山市教育委員会事務局 教育部子ども育成課
子育て支援係(担当：岩崎)
電 話 0269 (67) 0741(子ども育成課直通)
0269 (62) 3111(市役所代表) 内線 360
F A X 0269 (62) 5990